

## 公共工事の中間前金払に関する Q & A

### Q 1 前払金上限額撤廃と中間前金払制度の導入経緯と理由は？

A 1 国からの通知等を踏まえ、門真市入札・契約制度検討委員会で検討した結果、建設企業の資金繰りの円滑化を通じて適正な施工の確保が期待できるとともに、円滑な資金調達が市内業者の育成にも繋がることから導入いたします。

### Q 2 中間前金払とは？

A 2 建設工事におきましては、門真市公共工事の前払金に関する規則（以下「規則」という。）において請負金額 1,000 万円以上かつ工期が 3 月以上の工事において請負金額の 4 割を超えない範囲において前払金の請求ができることになっておりますが、施工の中間時期に 2 割までを追加して支払う前払金のことを中間前払金といたします。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払を確保するとともに、発注者と受注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

### Q 3 中間前金払のメリットは？

A 3 中間前金払は部分払と比較し、発注者受注者双方の事務を大幅に簡素化することができます。

部分払の場合は出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため部分払に比べ、検査等にかかる手間と時間が大幅に節約されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。

なお、請求時に保証事業会社の保証証書を提出する必要があります。

**Q 4 前金払上限が 40%、中間前金払が 20%とする法的根拠は？**

**A 4** 地方自治法施行規則が根拠となります。

(参考)

地方自治法施行規則 附則

第三条 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。第三項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料（第三項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

3 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前二項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。

- 一 工期の二分の一を経過していること。
- 二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

**Q 5 中間前金払の対象となる工事及び請求できる条件は？**

**A 5** 請負金額 1 件 1,000 万円以上かつ工期が 3 月以上の工事で、前払金の支払を受けた後、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること
- (2) 工期の 2 分の 1 までに実施すべき作業が行われていること

- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること
- (4) 既に前払金の支出が行われていること
- (5) 部分払の支出がされていないこと

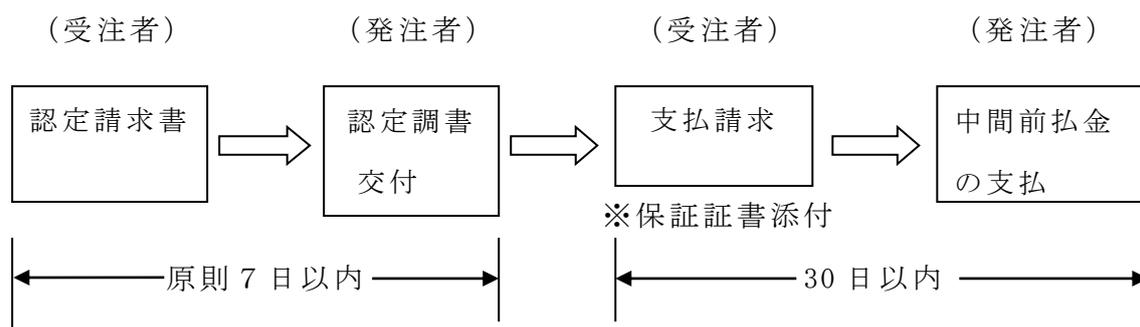
**Q 6 中間前払金の認定に必要な書類は？**

A 6 認定請求書に工事履行報告書及び工事写真等を添付して発注者に提出してください。

**Q 7 中間前払金の認定から支払までの期間はどの程度かかりますか？**

A 7 発注者は「認定請求書」の提出があったときは、提出された「工事履行報告書」等により中間前払金ができる要件を満たしているかどうかの調査を行い、要件を満たしている場合は、「認定調書」を受注者に交付します。この認定請求から「認定調書の交付」までの期間は原則7日以内となっています。

なお、支払については、「公共工事中間前払金請求書」及び保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」を受理した日から30日以内に中間前払金の支払を行います。



**Q 8 請負契約が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどのようになりますか？**

A 8 中間前払金の割合は請負金額の10分の2以内であり、かつ、当初の前払金との合計が10分の6を超えることはできません。

(1) 増額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金＞変更後の契約金額×20%」  
となりますので、「変更後の契約金額×20%」が中間前払金の額となります。

(例) 請負金額 1,000 万円、増額変更 200 万円、前払金 400 万円

$12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \times 20\%$

(3,200,000 円 > 2,400,000 円)

→中間前払金請求可能額：2,400,000 円

(2) 減額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金＜変更後の契約金額×20%」  
となりますので、「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金」が中間前  
払金の額となります。

(例) 請負金額 1,000 万円、減額変更 200 万円、前払金 400 万円

$8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$

(800,000 円 < 1,600,000 円)

→中間前払金請求可能額：800,000 円

**Q 9** 当初契約時に 1,000 万円未満の工事が変更契約により 1,000 万円以上  
となった場合の取扱いはどうなりますか？

**A 9** 当初契約時に 1,000 万円未満の工事は中間前払金の対象としません。  
逆に、当初契約時に 1,000 万円以上の工事が減額変更により 1,000 万円  
未満となった場合は中間前払金の対象とします。

**Q 10** 変更契約により工期が延長になった場合、要件にある「工期 2 分の 1」  
はどうなりますか？

**A 10** 変更契約後の延長された工期の 2 分の 1 とします。

**Q 11** 「部分払」との関係はどうなりますか？

**A 11** 部分払と中間前金払は併用することはできません。前払金請求後には、  
部分払と中間前払金のどちらかを選択することとなります。(中間前払金

請求後には部分払を請求することもできません。)